

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成29年5月26日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンデー盛岡本宮店 盛岡市本宮五丁目16番地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社サンデー
- 3 提出された意見書の概要 市町村の区域内に居住する者から意見書が提出され、意見の概要は、次のとおりである。
 - (1) 主要地方道盛岡環状線での交通渋滞や事故の発生が危惧されることから、出入口①は設置しないこと。
 - (2) 県道本宮長田町線及び主要地方道盛岡環状線での交通渋滞の発生が危惧されることから、店舗と駐車場の位置の見直し等を行うとともに、開店後の混雑発生時には速やかな対応策を講じること。
 - (3) 盛岡市景観計画において、出店予定地は市街地景観地域に、隣接する主要地方道盛岡環状線は街路景観地域に指定されていることから、店舗の外観や屋外広告物について、景観形成に配慮すること。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。